

◇労働者派遣事業 マージン率等の情報提供について

① 令和6年6月1日付け 派遣労働者数

54人

② 令和6年6月1日付け 派遣先事業所数（実数）

51事業所

③ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）労働者派遣に関する料金の額の平均額

19,406円（1日8時間換算 全業務平均）※時間外、深夜割増、交通費を含む。

④ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）派遣労働者の賃金の額の平均額

13,742円（1日8時間換算 全業務平均）※時間外、深夜割増、交通費を含む。年次有給休暇手当、教育訓練手当は別途。

⑤ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）マージン率

29.2%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率（%）表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（ 全ての派遣労働者 ）

当該労使協定の有効期間の終期（ 令和 7年 3月 31日 ）

締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ・ **訓練内容** 就業に応じたキャリアアップに繋げる事を目的とし、段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得できるように以下の通り教育訓練を実施します。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
介護スキル初期訓練	派遣中	OFF-JT/OJT	無償	有給
キャリアアップ研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

- ・ **キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先** *対面・電話・オンラインにて1回1時間の実施。

相談窓口 派遣元責任者 ☎電話番号 06-4256-355 ✉メール info@jaygrade.co.jp

キャリアコンサルティングとは、皆様のご希望に応じ、職業生活の設計に関し、相談の機会の確保その他の援助を行う事です。

キャリアアップに関するお悩みや、仕事と介護の両立、育休後の復職などについてご相談ください。

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

- ※マージン率の内訳※
- ・ **法定福利費**：社会保険料/雇用保険料/労働保険料 等
- ・ **年次有給休暇**：派遣社員の有給休暇賃金
- ・ **募集広告費**：派遣登録者募集の広告費、採用費
- ・ **雇用管理費**：採用・求人紹介、人事委託費、就業管理にかかるシステム維持管理及び改修費
- ・ **事業運営費**：派遣事業運営費、人件費、地代家賃、水道光熱費等の事業維持費、他